

全日本トラック協会ニュース

2025 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業
申請受付は7月1日から14日まで
Web申請システムは6月上旬より稼働開始

認定マーク『Gマーク』



長期認定事業所用『ゴールドGマーク』



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の頭
文字「G」を取ったものです。

安全性優良事業所は全国で 29,142 事業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、2025 年 7 月 1 日(火)から 7 月 14 日(月)【土・日曜日は除く】まで、「2025 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」の申請を受け付けます。

4 月 25 日(金)より全日本トラック協会ホームページにおいて申請案内等を掲載するとともに、6 月上旬より Web 申請システムを利用した申請書データの入力・保存が可能となります。保存したデータの送信(申請)は 7 月 1 日(火)から 7 月 14 日(月)まで、安全性に対する取組の積極性の実績を挙証する書類は、7 月 1 日(火)から 7 月 14 日(月)[郵送の場合は 14 日(月)必着]まで、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(地方実施機関)にて受け付けます。

なお、より一層の認定事業所の拡大により業界の安全性レベルの更なる向上を図るため、事業所の申請意欲の向上や申請負担の軽減を目的に、2025 年度より下記のとおり制度を変更しました。

- 評価項目Ⅲ：安全性に対する取組の積極性の「取組項目」の追加及び一部項目における判断基準の変更
 - 申請に係る様式類の一部変更
- ※詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

【貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）とは】

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度であり、2003年（平成15年）7月より開始。

また、2023年度（令和5年度）より6回目更新を迎える事業所については、「長期安全認定事業所」として「ゴールドGマーク」が使用できるようになりました。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

2025年3月現在、全国で29,142事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。

2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要

1. 申請受付期間

2025年7月1日(火)～7月14日(月)【窓口受付は、土・日曜日を除く】
※郵送により申請書類を提出する場合は、7月14日(月)までに地方実施機関へ必着となります。

2. 申請書類の公開とWeb申請システムの稼働時期

- ①申請案内→4月25日(月)より、全日本トラック協会ホームページにて
※申請案内(冊子)も、ほぼ同時期に配布
- ②Web申請システム→6月上旬より稼働

3. 申請資格要件

- 2025年7月1日現在で以下の要件等を満たす事業所
- ①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。
 - ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。

4. 認定要件

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」として認定します。

- ①各評価項目の評価点数の合計点が80点以上(100点満点)であること。
- ②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。
 - I. 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点(40点満点)
 - II. 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点(40点満点)
 - III. 安全性に対する取組の積極性・・・・12点(20点満点)※加えて、4つの自認項目グループすべてで得点することが必要
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。
- ④社会保険等への加入が適正になされていること。

5. 安全性優良事業所の認定の有効期間

2026年1月1日～2027年12月31日までの2年間(新規認定事業所の場合)
※更新事業所の場合は、2026年1月1日より3年間(初回更新事業所の場合)
または4年間(2回目更新以降の事業所の場合)

【お問い合わせ先】 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 竹内・前原・渡邊
総務部広報室 飯塚

☎ 03-3354-1067 (適正化事業部直通)
☎ 03-3354-1029 (広報室直通)